

議案第 1 1 8 号

前橋市情報公開条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市情報公開条例の一部を改正する条例

前橋市情報公開条例（平成 9 年前橋市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項本文中「日から」を「日の翌日から」に、「1 5 日」を「1 4 日」に改め、同条第 5 項前段中「期間を」の次に「3 0 日以内に限り」を加える。

第 1 0 条第 1 項中「前条第 4 項に規定する期間内」を「公開請求があった日の翌日から起算して 4 4 日以内」に改め、同条第 2 項中「前条第 5 項」を「前条第 5 項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 5 項及び第 1 0 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。